



「まちづくり活動推進事業補助金」の手引き



令和 6 年 4 月 1 日

日田市 地域振興課

1. 「まちづくり活動推進事業補助金」とは

市と市民との協働のまちづくりを推進するため、まちづくり等にかかわる市民活動団体等が自主的かつ自発的に行う地域課題の解決につながる公益的な活動を支援する補助金制度です。

2. 対象となる団体

市内に活動拠点を持つ3人以上で構成される公益的な活動やまちづくり等にかかわる団体

3. 対象となる事業内容および補助率等

【対象となる事業】

令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日まで)に実施される、地域課題の解決につながる公益的な事業とし、かつ、新規事業とします。

なお、既存の事業において、内容の充実を図り、更に事業を発展させていくものについては対象とします。

ただし、次に該当する事業は対象から除きます。

(1) 本市の他の補助金の対象となる事業

(2) 経常的な事業又は営利活動、政治活動及び宗教活動を目的とする事業

【補助率・補助要件】

区分	補助対象団体	補助率	補助要件	対象地域
一般枠	市内に活動拠点を持つ3人以上で構成される公益的な活動やまちづくり等にかかわる団体	4/5 以内 上限 50 万円	協働担当課とともに取り組む事業	市内において次に掲げる以外の地域 ① 各振興局管内 ② 各振興センター管内
若者チャレンジ枠	市内に在住又は通勤通学する16歳から39歳までの若者が主体的に活動する3人以上で構成され、かつ、その構成員に20歳以上の者が1名以上含まれている団体	10/10 以内 上限 25 万円	若者の柔軟な発想による、まちの活性化や人材育成につながる事業	市内全域

・各振興局管内 …天瀬、大山、前津江、中津江、上津江

・各振興センター管内 …東有田、小野、大鶴、夜明、五和

4. 補助対象期間

補助金の交付は、年度ごとに決定されます。

ただし、計画性を持ち、発展的な取組を継続するために必要であると認められる場合、補助を複数年にわたって受けることができます。

なお、この場合も年度ごとに申請し、その都度、決定を受ける必要があります。

補助を受けた団体は、3回までは補助を受けることができますが(3年連続 or 隔年)、3回目の補助を受けた後は5年間補助を受けることができません。

(例)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×

← 5年間申請できない →

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×

← 5年間申請できない →

5. 対象経費

※補助対象となる経費…補助金交付決定を受けた日以降に支払ったもの

項目	経費の内容
謝礼	講師やイベント出演者などに対する謝礼
旅費	講師の交通費、宿泊費など
消耗品費	活動資材、文具など
印刷製本費	パンフレットやチラシ等の印刷代など
使用料	会場使用料、会場備品使用料など
借上料・設営費	機器物品の借り上げ料、音響設備の設営費など
手数料	振込手数料、クリーニング手数料など
委託料	イベント時における会場の警備委託料など
保険料	ボランティア保険料など
その他事業に要する直接経費	

チラシやパンフレットには「この活動は日田市まちづくり活動推進事業補助金を活用しています」と記載をお願いします。

※補助対象にならない経費

- ・補助金交付決定を受けた日より前に支払ったもの
- ・原則補助金交付決定前に着手したもの
- ・団体の管理運営的な経費（事務所の家賃や電話代など）
- ・団体の構成員等に対して支払う賃金・謝礼等
- ・参加特典、記念品、景品など個人に配布するもの
- ・他団体への寄付金、会費などの支出

○売り上げ収入（例：チケット収入）がある場合の補助金の取扱い

事業の目的を遂行するために売り上げ収入が必須で、かつ営利を目的としないものについては、市の助成は可能ですが、収入額に応じて補助金に減額が生じる場合があります。

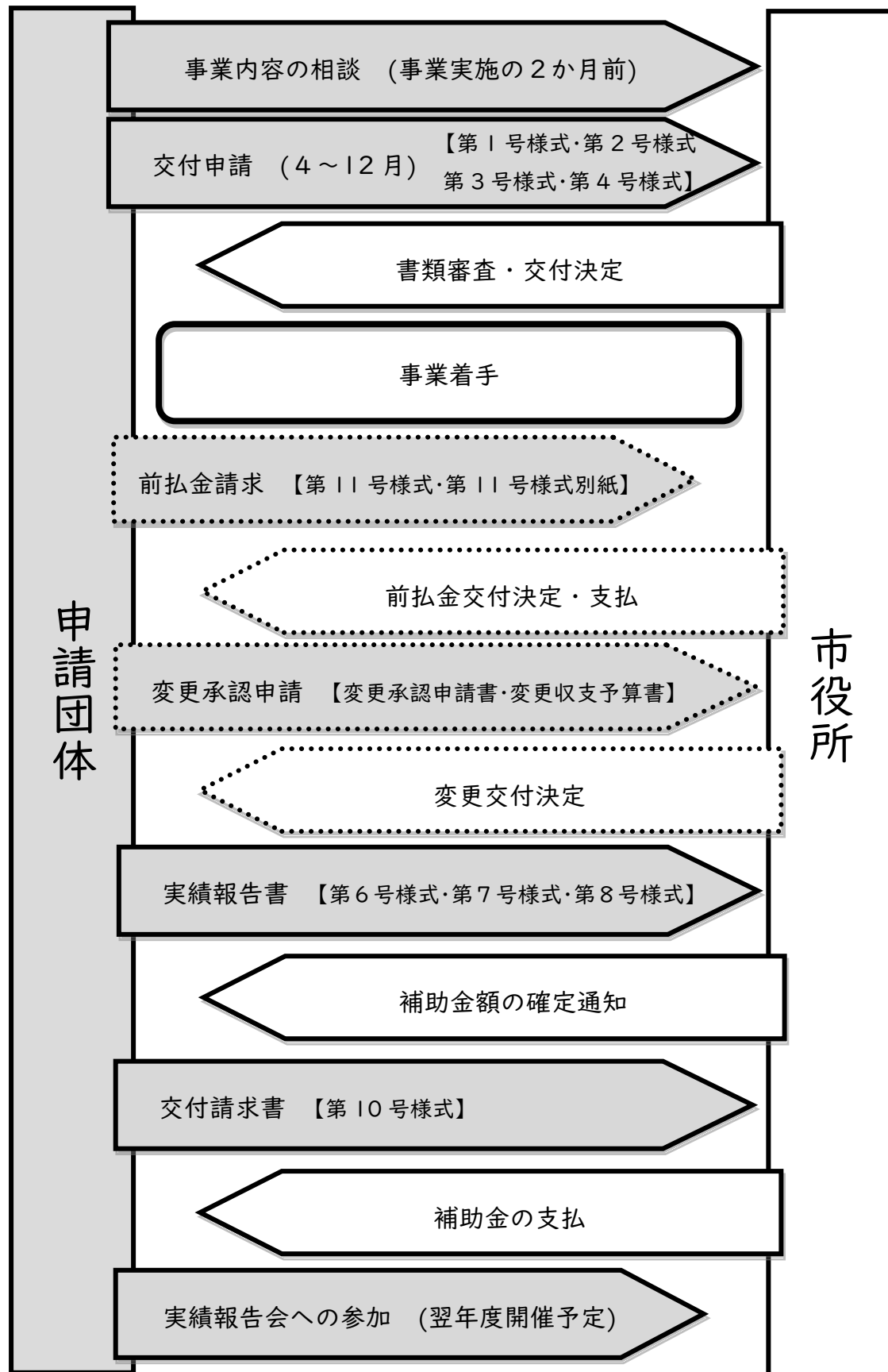
（複数年実施事業）

自己資金が補助対象経費から補助金を差し引いた額の150/100より多いときは、超えた金額を補助金から減額します。

（単年実施事業）

自己資金が補助対象経費から補助金を差し引いた額より多いときは、超えた金額を補助金から減額します。

6. 手続きの流れ



7. 申請

- ・申請書類は日田市ホームページからダウンロードできます。
- ・事業実施の1ヶ月前までには申請を行ってください。
- ・印刷物等発注、案内発送等の予算執行前には、交付決定を受けておく必要があります。
- ・なお、申請は4月から随時受け付け、先着順に審査を行います。予算には限りがありますのでお早めにご相談ください。

8. 審査・決定

- ・提出された申請書類を審査し、交付を決定します。
- ・事業は補助金交付決定の後に開始してください。
- ・事業の審査は毎年度行います。このため、前年度に交付決定を受けた団体であっても、次年度に継続して事業を実施する場合、必ず申請が必要です。

変更があるときは…

- ・補助事業等の内容、対象経費、その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、変更承認申請書に変更理由書、変更収支予算書を添えて提出してください。
- ただし、以下の軽微な変更については、提出不要です。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - (2) 補助金額の1割以内の減額変更

9. 実績報告

すべての事業が終了したら、1ヵ月以内に実績報告書を提出してください。

(年度末等は、早めの提出をお願いすることがあります。)

●添付書類について

請求書又は領収書の写しを添付

- ・領収書の写し(コピー)の提出をお願いします。(原本はすべて保管)
- ・領収書のないものは補助対象外経費です。
- ・領収書は、対象経費項目ごとに、整理して提出してください。

○領収書の宛名は、申請団体の正式名称で作成してもらってください。

○日付、品名、数量、金額、領収者の住所・氏名等の記載を確認。

○品名や数量が明記されていない場合は、請求(明細)書の写を添付。

○レシートでも可(コピー代などレシート対応のみのもの)

実施事業の写真

実施状況の写真を必ず撮影し、実績報告書とともに提出してください。

※できるだけ詳細に、補助対象経費となるものを撮影してください。

○イベントの風景(ステージ、ブースなど、イベントごとの雰囲気が伝わるもの)

○設備等(テント、ステージ、音響設備、看板、装飾など)

○ステージ出演者や講師、警備員など

その他の添付資料

- ・チラシやパンフレットを作成した場合、1部を保管、1部を市へ提出してください。
- ・入場料等の収入がある事業は、入場料等の額が確認できる書類を提出してください。

○補助金の支払

補助金の支払は、原則として事業完了後の「精算払」となります。

実績報告書の内容を確認した後、額の確定を行い、補助金の支払手続に入ります。

ただし、必要に応じて補助金の一部（補助金交付決定額の4分の3以内）、

又は事業に応じ（【若者チャレンジ枠】等）、その必要性があると認められた場合は、**全額**を「前金払」で支払うことができます。

●書類の保管

実施した事業は、日田市監査委員の監査対象となります。

事業終了後も、一連の書類を大切に保管してください。

提出された書類等は返却できませんので、コピーを取っておくなどしてください。

- ・保管書類…申請書類、市からの通知、領収書などの関係書類一式
- ・保管期間…事業終了後5年間

●「実績報告会」への参加

- ・補助金を活用した団体は、毎年度開催の「実績報告会」へのご案内を送付します。積極的な参加をお願いします。

10. 補助金の返還

次の場合は、補助金の全額又は一部を返還しなければなりません。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の受給を受けたことが判明したとき
- (2) 補助金をその目的以外のために使用したとき
- (3) 交付決定を受けた活動を中止又は実行できなかったとき

11. 留意事項

- (1) 書類は原則として公開・公表されます。（提出書類、審査結果、補助金額）
- (2) 事務手続等は次の関係例規等に基づいて行います。
 - 「まちづくり活動推進事業補助金交付要綱」
 - 「日田市補助金等交付規則」
- (3) 次の場合、速やかに下記までご連絡ください
 - ・事業の実施ができなくなったとき
 - ・当初の計画内容を変更する必要性が生じたとき

12. よくある質問

Q:補助金交付決定を受けた日より前に支払ったものは、対象になりますか？

A:対象にはなりません。原則、補助金交付決定後に着手したものが対象です。

Q: バザーなどの模擬店に係る経費は対象ですか？

A:バザーなどの模擬店に係る経費については事業の対象経費から外します。バザーを補助対象事業と同時に実施することは可能です。

Q: 入場料等の収入がある場合、補助の対象になりますか？

A:入場料等の収入があっても、事業目的に合ったものであれば補助の対象になります。入場料等の収入は自己資金の一部として処理してよいです。ただし、入場料等の収入が一定以上になると、補助金額が減額される場合があります。入場料等の額が確認できる書類を提出してください。

Q: 他団体への寄付金、会費などの支出は対象ですか？

A:対象にはなりません。

Q: 活動に必要な備品(機器やイスや机)などを購入したいのですが、備品は対象ですか？

A:対象にはなりません。自己資金で購入する場合は、問題ありません。

Q: 申請時に提出した見積額が、交付決定後に発注したら高くなった。問題ないですか？

A:軽微な変更でない場合は、変更申請が必要です。内容について、詳しくお聞かせください。

13. 提出・お問合せ先

日田市地域振興部 地域振興課 市民協働・男女共同参画推進係

〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号

TEL 0973-22-7515 FAX 0973-22-8324

E-Mail machidukuri@city.hita.lg.jp